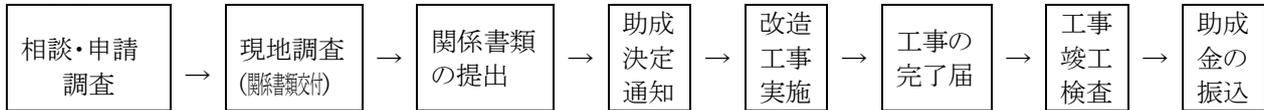


## [4] その他の事業

### (1) 住宅改造の助成

重度の障害のある人がいる世帯で、住宅を障害の状況に応じて、安全かつ利便性に優れたものに住宅を改造（便所、浴室、玄関、廊下、階段、台所、居室等）される場合にその一部を助成します。

<助成申請手続>



対象者	① 身体障害者手帳1級、2級(下肢又は体幹の機能障害は3級を含む。) ② 重度知的障害者(特に必要性が認められる場合)																
対象世帯等	上記対象者のいる世帯で次のいずれにも該当するもの ① 生計中心者が本市に1年以上居住していること ② 世帯の生計中心者の前年分(1月から6月までの間に申請する場合は、前々年分)の所得税額が70,000円以下であること																
助成対象額	実際に改造工事に要した費用と50万円とのいずれか低い額																
助成金の額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>世帯の生計中心者の前年分の所得税等額</th> <th>助成金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>生活保護法による被保護世帯</td> <td>助成対象額の全額</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>所得税及び住民税が非課税の世帯</td> <td>助成対象額の全額</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>所得税が非課税で、かつ住民税が課税される世帯、又は所得税額が40,000円以下の世帯</td> <td>助成対象額の3分の2の額</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>所得税額が40,001円以上70,000円以下の世帯</td> <td>助成対象額の2分の1の額</td> </tr> </tbody> </table>		区分	世帯の生計中心者の前年分の所得税等額	助成金の額	A	生活保護法による被保護世帯	助成対象額の全額	B	所得税及び住民税が非課税の世帯	助成対象額の全額	C	所得税が非課税で、かつ住民税が課税される世帯、又は所得税額が40,000円以下の世帯	助成対象額の3分の2の額	D	所得税額が40,001円以上70,000円以下の世帯	助成対象額の2分の1の額
区分	世帯の生計中心者の前年分の所得税等額	助成金の額															
A	生活保護法による被保護世帯	助成対象額の全額															
B	所得税及び住民税が非課税の世帯	助成対象額の全額															
C	所得税が非課税で、かつ住民税が課税される世帯、又は所得税額が40,000円以下の世帯	助成対象額の3分の2の額															
D	所得税額が40,001円以上70,000円以下の世帯	助成対象額の2分の1の額															
留意事項	① 介護保険の給付対象者のいる世帯は、介護保険からの給付(20万円まで)が優先です。重度の障害のある人の場合は、不足分がこの制度の対象者となります。 ② 工事施行前に、障害福祉課へ申請し助成の決定を受けたもののみが対象になります。 <b>必ず工事施工前にご相談ください。</b>																
必要とするもの	(申請時) 手帳、印鑑、工事費の見積書、所得証明書、銀行口座、改造箇所の現況写真及び平面図、改造予定平面図、固定資産納税通知書の写し又は所有者の承諾書(借家の場合) (改造後) 工事完成届、工事業業者請求書の写し、改造後の写真																
窓口	障害福祉課 電話:06-6992-1630・1635、FAX:06-6991-2494																

### (2) 盲ろう者通訳・介助者派遣事業

概要	18歳以上の盲ろう者(視覚と聴覚に重複して重度の障害がある人)で、身体障害者手帳1級または2級の人に、専門の通訳・介助者を派遣します。 大阪府が下記の団体に委託して実施している事業です。 利用には、あらかじめ利用登録が必要です。
窓口	大阪障害者自立支援協会 電話:06-6775-9115、FAX:06-6775-9116

### (3) 障害者(児) 団体社会参加活動移動費補助金交付事業

概 要	障害のある人や児童の社会参加を促進するため、障害者(児)団体が行う社会見学、生活訓練等の社会参加活動に必要なバスの借上げ料等の経費の一部を補助します。
対象団体	社会参加活動実績のある市内の障害者団体(事前に市に登録されることが必要)
補助対象	年1回(2日以内)
補 助 額	交付基準額と対象経費のいずれか少ない方の額に0.9を乗じて得た額 (ただし、燃料費、高速道路使用料、駐車料金を除く)
窓 口	大阪障害者自立支援協会 電話:06-6775-9115、FAX:06-6775-9116

### (4) 民間・ボランティア等による事業

#### ① すまいるサービスセンター (有償在宅福祉サービス事業)

概 要	高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域の中で生活を続けていくためには、食事のしたくや買い物、外出介助などの援助が必要になる場合があります。これらの援助の輪を広げ、協力会員(市民)と利用会員(市民)がお互い助け合い、支えあう事業を行っています。 家事援助サービス:掃除、洗濯、食事のしたく、買い物、話し相手など 外出援助サービス:通院、散歩などで外出するときの付き添いや車いすの介助など
利 用 料	1時間750円 ※別途、利用会員としての会費(月300円)が必要です。
窓 口	守口市社会福祉協議会 すまいるサービスセンター 電話:06-6992-2715、FAX:06-6998-3201

#### ② シルバー人材センター

概 要	シルバー人材センターの登録会員が、長年にわたり培った経験・技術を活かして有料で家事サービスを提供しています。 掃除・洗濯・買い物などの手伝い、病院への付き添いなど
利 用 料	1時間当たり、約1,080円(内容により異なります。)
窓 口	シルバー人材センター 電話:06-6998-3601、FAX:06-6998-3659

#### ③ 移送ボランティア (福祉有償運送事業)

概 要	自力で外出することが困難な要介護の高齢者や障害のある人の社会参加のため、運転ボランティアの協力を得ながら、移送サービスを行っています。
対 象 者	高齢者・障害のある人(手帳所持かそれに準じる障害をもっている人) 原則、介護者1人添乗必要
利 用 料	初乗り走行20分あたり750円、以後10分ごとに250円 午前8時から午後5時まで 年会費 3,000円、入会金 2,000円 ※くわしくは、事業者へお問合せください。
窓 口	NPO守口送迎 電話:090-3871-5389、06-6901-1601、FAX:06-6901-1601

※運転ボランティアを募集されています。連絡は事業実施者へ。